

令和5年 第7回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年7月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 3時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 4時45分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	出席
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名

7. 会議参与者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第7回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に9番委員並びに11番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について審議いたします。番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	3 ページをご覧ください。番号 1、2 は一時転用申請となります。 一時転用は仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用後に元の状態に戻ることが確実であるかどうか許可基準となります。 受 人 〇〇市〇〇〇△丁目△番△号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 渡 人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番△ 地 目 畑 面積 1 筆 2 9 0 m² 転用目的 一時転用 資機材置場 権利内容 賃貸借権 許可日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで 申請内容 職業 建設業 公共工事に伴う資機材置場 取得状況 平成 7 年 8 月 2 2 日 相 続 仮登記・抵当権 無 位置 第 2 種農地 農用地 宅地に接続 4 ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇〇〇〇地内の農地です。 次のページをご覧ください。公図の写しと配置図になります。 申請地の使用目的は、埼玉県発注の道路工事に伴う資機材置場とするものです。こちらの申請地は、以前、株式会社〇〇〇〇が今回と同じ埼玉県発注の道路工事で令和 3 年 1 1 月に資材置場で一時転用許可を受けた場所です。また、工事中に山側斜面が崩れたことによる工期延長に伴い、令和 4 年 6 月に一時転用期間の延長許可を行った場所です。今回の申請にあたり、県に確認したところ、地盤調査をした結果、当初の設計では地盤が耐えられないことが分かったため〇〇〇〇との契約を打ち切り、地盤が耐えられる工法に設計変更をし、今回発注の工事は〇〇〇〇と契約になったとのことです。 以上番号 1 の案件になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第 5 条の番号 1 ついて審議いたします。6 番委員より補足説明がありましたらお願いします。
6 番委員	先日現地確認させていただきました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	次に推進委員大沢 2 番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員	特に意見はありません。前回と同じところの工事ですので問題はないと思いま

大沢 2 番	す。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番。
推進委員 松久 2 番	渡人は高齢のようですが、工事が終わった後、申請地は耕作できるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	渡人が農地を耕作できるかは確認出来ておりませんが、提出されている契約書を確認すると工事が終わった後は受人が耕耘をして所有者に返すとのことです。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 1 番。
推進委員 松久 1 番	申請地は地盤が軟弱なところがあると聞いたのですが、具体的にどのあたりかわかりますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	どの辺が軟弱かどうかは分かりませんが、工事の計画書をみると、地盤が軟弱の時に使う PP シートというものを全体に敷き、工事車両が通る場所には鉄板を敷くとのことです。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。2 番委員。
2 番委員	今回の申請では、賃料はあるのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	賃料につきましては、△△△△円とのことです。
議 長	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5 番委員。
5 番委員	工事期間が令和6年3月31日までとのことですが、それまでに工事は終わるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請者からは、工事期間までには終わると伺っております。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	続きまして、農地法5条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 ○○市○○町△丁目△△番△△号 ○○○○株式会社 ○○ ○ 渡人 大字○○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○字○○○ △△△番△ 地目 畑 1筆376㎡ 転用目的 一時転用 駐車場 権利内容 賃貸借権 許可日から令和5年11月15日 申請内容 職業 建設業 建築工事に伴う作業員用駐車場 取得状況 昭和62年2月17日 相続

	仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 6ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇〇〇地内の農地になります。 次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、申請地に隣接する社会福祉法人〇〇〇の〇〇〇〇〇〇改築工事を行っている業者です。工事の進捗に伴い、従事する作業員が増え、〇〇〇の敷地内だけでは通勤用の車両が駐車しきれない状況となったため申請に至ったそうです。 以上番号2の案件となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の番号2について審議いたします。3番委員より補足説明がありましたらお願いします。
3番委員	先日現地確認させていただきました。申請地は草が生えておりますが、農地形状は変えずに鉄板を敷くだけとのことですので、問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして農地法5条の番号3について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 〇〇町大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇・〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇 △△△番△ 畑 1筆

	32㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 無職・会社役員 自己用住宅の浄化槽用地 取得状況 平成23年9月22日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 8ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇〇地内の農地になります。 次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 浄化槽用地の申請に至った経緯ですが、配置図の赤い点線で囲われている、土地と既存建物を受人が買うことで5月に契約しましたが、契約後に〇〇△△△ー△の農地に浄化槽が埋設されていることが分かったためです。 渡人の両親が平成21年に家を建てましたが、平成23年には両親が他界し、今日まで空き家の状態で、相続した渡人もなぜ浄化槽が宅地の敷地外の農地に埋設してあるかは分からないそうです。 事後での申請となってしまったため、始末書が提出されています。相続をした土地でもあり、細かなところまで気がつかず、今日まで違反状態であることとなってしまったことを謝罪したうえで、今後は農地法を順守いたしますので、寛大な処置をお願いしたいとのことです。また、受人からは、今後購入した家に住むにあたり、引き続き浄化槽を使用していきたいので、なにとぞ許可をお願いしますとのことです。 以上番号3の案件となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の番号3について審議いたします。6番委員より補足説明がありましたらお願いします。
6番委員	申請地を確認しましたが、面積も小さく住宅と一体化しています。始末書も提出されているとのことです。寛大な処置をしていただければと思います。
議 長	次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢2番	新築当初に、工事の完了検査や建築確認等行っていると思いますが、その時に農地に浄化槽が埋設してあると分からなかったのですか。平成21年に建てられたとのことですが当時の資料は残っていないのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	平成２１年に建てられた時の資料は確認できておりません。また渡人も先代の時のことで分からないとのことでした。
推進委員 大沢２番	当時の資料を確認した方がいいと思います。また税務課は家屋調査をしているのではないのでしょうか。渡人は始末書等提出されているようですが、町にも責任はあるのではないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	関係部署に確認させていただきたいと思います。
推進委員 大沢２番	私は、始末書くらいでは済まないと思います。当時の資料を精査して報告していただきたいと思います。
議 長	事務局は当時の資料を調べて次回報告してください。 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久１番
推進委員 松久１番	当時の資料を調べるとのことですが、美里町の公文書の保存期限は何年でしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	文書の保存期限につきましても確認をしないと分かりません。
推進委員 松久１番	おそらく保存期限は長くても１０年くらいだと思いますので、１４年も前の書類は確認できないので、当時の職員等に聞き取りをするしかないのではないかと感じました。
議 長	文書の保存期限についても、次回報告をお願いします。

	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 1 番委員。
1 番委員	建築会社には当時の資料はあると思います。合併浄化槽はもともとあったのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	平成 2 1 年に住宅を建てた時に埋設されたのではないかと伺っております。
議 長	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 2 番委員。
2 番委員	採決についてですが私は次回報告することになっていることを確認した後に、採決をとるのがいいと思います。
議 長	ただいま 2 番委員から出た意見について、その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。大沢 2 番
推進委員 大沢 2 番	私は、当時のことをよく調べてから採決をとるのがいいと思います。当時行政指導していたのにそのままである可能性もあるからです。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。 1 番委員
1 番委員	私も、よく調べてから採決するのがいいと思います。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。松久 1 番

推進委員 松久 1 番	もしこの案件が不許可になった場合は、この浄化槽はどうなるのでしょうか。
推進委員 大沢 2 番	今は空き家のため、受人には支障はないと思います。
推進委員 松久 1 番	まだ住んでいないとのことなので、一度整理してから採決するのがいいのではないかと感じました。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。6 番委員
6 番委員	当時の資料を確認するとのことですが、文書の保存期限がありますので確認できない可能性が高いと思います。申請者からは始末書も出ていますし、面積も小さいので農地に戻したとしても作物が作れるわけではないと思うし、大目に見てもいいのではないかと私は思います。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。2 番委員
2 番委員	小規模だから大目にみるというのは、私は違うと思います。小規模でも農地ですのできちんと精査したうえで採決するのがいいと思います。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。5 番委員
5 番委員	受人はいつ頃から住み始める予定なのか分かりますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	契約書をみると所有権移転は令和 5 年 8 月 3 1 日になっております。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。1 番委員

1 番委員	契約というのは農業委員会の審議が終わってから進めるものだと思います。それを飛ばして契約を結んでいるということは農業委員会を軽視していると感じます。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。事務局長
事務局長	様々な意見をいただきましたが、今回の申請の結果が出るまでは浄化槽を使用してはならないと申請人に伝えてもいいか委員の皆様に向いたいと思います。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。1 1 番委員。
1 1 番委員	申請人は所有権をきちんと行いたいと考えており、農業委員会を軽視しているのではなく、逆で重視しているからこそ始末書等を添えて申請しているのだと感じました。それに対して浄化槽を使つてはいけないと伝えるのはいかがなものかと思いました。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。7 番委員。
7 番委員	違反転用は明らかに違法ですが、今回の申請を聞いていると、親から相続した土地を売却するにあたって違反転用が判明したとのことです。申請人は、親が違反していた農地を相続しただけであって、今回の申請人が違反したわけではないので、それが分かった時点でお詫びをしているわけですから、是正させてから申請ではなく、私は認めてあげてもいいのではないかと思います。
議 長	その他の農業委員・推進委員で意見がある方は挙手をお願いします。5 番委員。
5 番委員	私も皆様の意見を聞いていると、面積も小規模だし始末書も提出されているので大目に見てもいいのではないかと思います。

議 長	様々な意見をいただきましたが、当時の書類を確認してから採決するか、この場で採決するかを委員の多数決で決めたいと思います。 当時の書類を確認してから採決するのがいいと思われる委員は挙手をお願いします。 (農業委員・推進委員 4 名挙手) 続きまして、この場で採決するのがいいという方は挙手をお願いします。 (農業委員・推進委員 17 名挙手) 賛成多数につきこの場で採決をとることに決定します。ただ事務局は分かる範囲で調べて次回報告をお願いします。 他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員 7 名挙手) 賛成多数につき、許可相当と決定します。 続きまして農地法 5 条の番号 4 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 〇〇市〇〇△丁目△番△△号 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△ 〇〇 〇〇 渡人 〇〇市〇〇△丁目△番△△号 〇〇〇〇〇△△△ 〇〇 〇

	土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番△ 地目 田 1筆 172㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業・会社員 新築 1棟53.37㎡平屋建て 取得状況 平成8年12月12日 相続 仮登記 有 抵当権 無 仮登記権者から今回の申請について承諾書をいただいております。 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から5m 10ページをご覧ください。大字〇〇字〇〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は現在、〇〇市のアパートにて1人で暮らしています。仮住まいではなく、自己用住宅に住みたいと考え、土地を探していたところ、申請地を紹介されたそうです。居住予定者は申請人1人のみです。 道路接続については、申請地北と東に5mの町道があり、水道は北側道路から、排水は東側道路の集落排水に接続するとのことです。 建物は平屋建てで建築面積は53.37㎡の予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の番号4について審議いたします。2番委員より補足説明がありましたらお願いします。
2 番委員	先日申請人より連絡があり、現地確認しました。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢3番	現地確認しました。特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)

事務局長 議 長 会長代理	賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。 農地法第 5 条の番号 1 から番号 4 の案件につきましては許可相当と議決されました。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。 以上をもちまして、第 7 回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 5 年 7 月 2 5 日 議 長 署名委員 署名委員	